

総務文教常任委員会記録

令和3年5月25日

【開催日】 令和3年5月25日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時8分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田 松夫		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	総務課長	田尾 忠久
総務課課長補佐兼総務係長	奥田 孝則	総務課法制係長	竹内 広明
人事課主幹	光井 誠司	税務課長	矢野 徹
税務課主幹	亀田 由紀枝	税務課課長補佐兼収納係長	福田 健司
税務課市民税係長	山口 大造	税務課固定資産税係長	梅田 典子

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	主査兼議事係長	中村 潤之介
------	-------	---------	--------

【審査内容】

- 1 議案第49号 山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について
(総務)
- 2 議案第50号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務)
- 3 議案第51号 山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)

- 4 承認第4号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 5 承認第5号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 6 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会します。お手元の審査内容の1番から始めます。議案第49号山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

田尾総務課長 おはようございます。それでは、議案第49号山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について、御説明します。この条例は、将来発生し得る新庁舎建設整備を見据えて、市財政の年度間における財源の調整を行い、財政の健全な運営に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新庁舎建設整備に特化した基金を設置するものです。なお、本基金の財源は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定めた額を積み立てる予定としております。積立予定額は1億円です。なお、これは平成27年度に市庁舎耐震改修事業検討委員会に諮問しまして、答申があり、市が定めた基本方針、まずは本館の耐震改修と内外部改修、そして新庁舎の建設基金の積立てに基づいています。そして、平成29年に改訂されました財政計画には、これを見込んだ額を想定しています。また、議会にも説明させていただきましたが、平成30年に本庁舎耐震改修基本計画を全員協議会で説明させていただきましたが、そちらでも耐震改修工事終了後には基金を造成すると見込んでいます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑をお願いします。

山田伸幸委員 今、見込みを1億円と説明されたんですが、庁舎建設整備基金という名前にしては何か少額のように受け止められるんですけど、これは単年度に1億円ということなんですか、どうなんでしょうか。

田尾総務課長 毎年度1億円を予定しております。その根拠をちょっと御説明させていただきます。仮に本庁舎を新しく建て直すということで、この現地に建て直すと仮定した場合において、総事業費を約50億円と見込みました。その根拠ですが、まず、本庁舎に必要な床面積を国の基準で算定する必要があります。国のこの基準によりますと、本庁舎の職員数はおよそ300名ですが、こちらに基準の面積を掛けまして、面積を7,000平方メートルと設定しました。こちらに、近年、庁舎を建設された自治体の単価を参考に建設単価を約1平方メートル当たり50万円と設定させていただきまして、7,000平方メートル掛ける50万円ですと35億円となります。それから造成や附帯工事、建物の解体におよそ15億円掛かるだろうということで、35億円プラス15億円で50億円と見込みました。これを、現耐震改修をして長寿命化を図りましたこの庁舎が、およそ20年寿命が延びるだろうと算定し、20年後に本庁舎の建て替えを行うとしまして、基金として約20億円程度必要であろうということから、毎年度1億円と設定させていただいております。

山田伸幸委員 今の説明で単価等が大体分かったんですが、平米単価50万円というのは、これは建設手法によって変わると思うんです。近年、鉄骨を利用する場合と従前の鉄筋コンクリートの場合では随分変わるのではないかなと思うんですけど、その点では、単価の違いというのはいかがでしょうか。

田尾総務課長 単価はそれぞれで違うと思います。いろいろ自治体を見るに当たって、例えば40万円であったり60万円であったり55万円であったりというところで、中間の50万円を想定して計算しました。実際に

将来どのような形で建設されるかというのはちょっと分かりませんので、一応そういう目安として50万円と設定させていただきました。

山田伸幸委員 それは現地建て替えを原則として考えておられるということでしょうか。

田尾総務課長 仮に建て替えるとして、現地を想定しております。

山田伸幸委員 先日配布されました有帆川のマップによると、この市庁舎は浸水の危険があるということで、そういった観点から考慮されないのかどうなのか、それはいかがですか。

田尾総務課長 あくまで仮の話ですので、その議論をすると議論が横にそれてしまいますので、これ以上は申しません。

笹木慶之委員 基金の積立てとといいますか、条例の制定の趣旨等については、説明があって理解できましたが、第5条の繰替運用です。これは例の整備基金、いわゆる庁舎の整備をするために特化した基金と言いながらも、繰替運用をここで規定しておられますが、その辺りの考え方を教えてください。

田尾総務課長 一応、繰替運用できるということにしておりますが、基本的には取り崩さない、原則は取り崩さないということで、積み立てるということですが、繰替運用はできるというふうにはしております。

川地総務部長 繰替運用というのは、年度間に一般会計の財源、収支が合わない場合に、銀行から借りるよりも本来積み立てている基金の残高から繰り替えて運用することによって、余計な利子を払わなくて済むということです。したがって、ほかの特定目的基金も繰替運用規定を入れておりますが、この部分についても、20年後に取り崩す予定ですので、

本来、年度間の収支のために繰替運用をして、使えるような規定を一応設けているということです

笹木慶之委員　そこをもう1回聞こうと思ったら部長が言われましたので、その考え方なら、繰替運用は妥当性があると思いますが、あるけど使わないという説明ではやっぱり納得いかないと思いますね。もう一つは、やっぱりこれはあってならないことですが、目的基金であり特化したものですから、ほかの事業に使うということ自体は、原則的にあり得ないことです。これは一つの条例整備の逃げ道としてというぐらいで考えておかないといけないと思いますが、いいですね。

川地総務部長　笹木委員のおっしゃるとおりです。あくまでも、ずっと使わないというよりも、財政調整として、繰り替えて運用するのが非常に効率的だと思っておりますので、それに応じた措置をしていこうと考えております。

奥良秀委員　年に1億円で計算すると20億円ためるのに20年掛かるということなんですが、大体20年をめどにというか、20年で考えられているのでしょうか。

田尾総務課長　詳しいシミュレーションを机上ではちょっとやっておるんですが、大まかに言えば20年で20億円という形になります。その後起債等を借りますので、全体で50億円ということで、大体毎年1億円ずつ支払っていくことで、いわゆる平準化を図りたいと考えています。

奥良秀委員　ちょっとそれるかもしれませんが、あくまで現庁舎をモデルにして、50億円の建物を建てるという考えなんですが、今後、長いスパンで考えたときに、こういったものは考えを変えられる可能性はありますか。要は、例えばコーポラティブのような建物で、市の庁舎だけではなくて、ほかのものを入れるなどという考えはあるのでしょうか。

田尾総務課長 いろいろな考えがあるでしょうし、例えば20年後に建て替えるときに、隣の警察署と一緒にとか社会福祉協議会と一緒にとかいろいろあるでしょうけど、それは、そういう建て替えの議論が始まって、後世の担当者が市民と話し合って判断していくべきものと考えております。現在はそういう可能性もあるというふうに思っています。

河野朋子委員長 質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第50号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

田尾総務課長 それでは、議案第50号は山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の改正です。これは、関係政令が改正されまして、審査申出書及び口述書への押印義務づけが廃止されたことに伴います所要の改正です。説明は以上です。よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 これは、今言われているところの印鑑の省略ということだろうと思うんですけど、これを市として検討してきたものなのか、それともここにあるように、関係政令が改正されたことを受けたものなのですか。

竹内総務課法制係長 この度の条例改正につきましては、関係政令であります行政不服審査法の施行令の改正に伴う改正になります。以上です。

山田伸幸委員 今後こういった押印義務の廃止というのが出てこようかと思えます。これが議案の中身に直接関係するかどうか分かりませんが、現在、相当数の押印義務のある条例等があるかと思うんです。そういったものは、検証されていますか。

竹内総務課法制係長 本市の押印見直しの状況について少し説明させていただきますと、令和3年2月4日に、押印見直しの基本方針を策定しました。これによりまして、市民に押印を求める事務について、原則押印廃止の方針を決定しております。例外としまして、国の法令や県の条例等により押印を求めている事務や登記印や登録印により押印を求めている事務等について、押印を継続させるという状況になっております。参考までに市長部局全体としましては、1,648事務のうち、1,494事務の押印原則の見直しを行い、割合としては90.7%の事務についての見直しを行っております。それと条例について押印を求めているものについてなんですけれども、こちらにつきましては、四つほど、この後の人事課の条例もそうなるんですが、それ以外に三つほど条例があります。一つが認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例です。こちらについては、地縁団体が印鑑の登録をする際に、代表者の方が印鑑登録をした印鑑を用いて登録をしないといけないとなっております、厳格な本人確認が求められる事務になりますので、押印を残したままにしております。残り二つにつきましては、市議会委員会条例と山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例です。市議会委員会条例につきましては、会議概要の記録に職員が押印をするというものが残っております。政務活動費の交付に関する条例につきましては、収支報告書に会派の経理責任者の方が押印をするというものが残っております。この議会関係の二つの条例につきましては、議会側から、全国市議会議長会の方針に従って、今後改正をしていきたいと聞いております。現状としてはそのよう

になっております。

山田伸幸委員 期待した以上の丁寧な説明をありがとうございます。要するに、議会側が何らかの対応をすれば、もうほとんどの事務で押印は必要なくなる。市役所に来るときは必ず印鑑を持ってというのが今までの皆さんの認識だったと思うんですけど、それはもう大きく変わっていくと考えてよろしいでしょうか。

川地総務部長 先ほど担当が市長部局について説明しましたが、全体で言いますと、水道局と市民病院も含めて1,972の事業に対して、押印廃止が1,758事業、率で89.1%、つまり9割弱の押印廃止をこの4月から原則的に始めておりまして、これによって市民の方々に非常に効率のいい行政申請ができるんじゃないかと考えておるところです。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第51号山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第51号山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。今回の改正は、地方公務員法第31条にある、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」との規定により、本条例において市の職員として任命する場合に、提出させる宣誓書への押印義務

づけについて、市の押印廃止の方針従い、様式中の印を削除する改正です。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、討論もなしでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、25分から再開しますので、よろしくをお願いします。

午前9時18分 休憩

午前9時25分 再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開します。承認第4号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

矢野税務課長 承認第4号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について概要を説明します。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い所要の改正を行うものです。直ちに条例を改正して、施行する必要があることから、令和3年3月31日に専決処分を行ったものです。お手元に参考資料として、山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決処分の概要をお配りしています。これに沿って説明します。今回の条例改正の主な内容としましては、(1) 固定資産税の土地に係るもので、宅地等及び農地の負担調整措置につい

て、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度における価格の下落修正を行う措置など、これまで負担調整措置が行われておりましたが、同様に負担調整措置の仕組みが継続されました。こうした中で、令和3年度は評価替えの年に当たりますが、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえて、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置が講じられたこととなります。また(1)のイ、税負担軽減措置として、浸水被害ために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置が創設されます。附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例を既定する項目になっています。条例で特例率を定めることとなっています。当該対象施設に係る特例率は、国の参酌規定3分の1とありますので、それと同じ3分の1としています。同附則のこのほかの改正については、法改正に伴う項ずれ等に対応するものとなります。次いで、(1)のウ、個人住民税に係るもので、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置が講じられました。これについて新築は、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、建売、中古、増改築は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した場合において、令和4年末までの入居者を対象に、適用期限が令和17年度分の個人の市民税まで延長する措置が講じられたものになります。続いて、(1)のエ、軽自動車税に係るもので、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限が9か月延長され、令和3年12月31日までに取得したものが対象になるとされたほか、税率の適用区分について、新たな燃費基準の下で見直しがされました。また種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限が2年間延長されました。そのほかになりますが、税務関係書類の電子化推進の観点から、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものがあります。そのほかは条項のず

れ等所要の改正を行うものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 (1) アの最後の説明の中で、税額が増加する土地とあったんですけど、これはどういったものが考えられるのでしょうか。

矢野税務課長 例えば、路線価方式を採用しているところが多くなりますけど、路線価の価格が高くなった場合も該当します。

笹木慶之委員 負担調整措置等々の説明がありましたが、これに係る影響額はつかんでおられますか。

矢野税務課長 増加する土地を前年度より据え置くという措置についての影響額ですが、固定資産税においては140万円から150万円の間と見込んでおります。

笹木慶之委員 固定資産税は分かりましたが、ほかのところはどうですか。今はちょっと対象が分からないかもしれませんが、例えば、ウ辺りはどうなんですか。ウあるいはエについては。

矢野税務課長 ウにつきましては、これからその契約をして建てられるということで、どの辺りがということはちょっと分かりかねるんですが、住宅取得控除の適用件数が令和2年度と令和3年度を比べて30件程度増えております。当然、期間が終わる方、新規の方を相殺しての数字になるんですが、若干伸び傾向にありますので、伸びてくるのかなとは思いますが、申し訳ありません、影響額の算出まではしておりません。

川地総務部長 住宅ローンの関係につきましては、当初予算に影響してまいり

ますんで、一応予算上は280万円の影響があると。ただ、この分につきましては、税が下がったとしても、国の特例交付金で100%措置されまして、特例交付金を280万円増額の予算措置をしてありますので、市に対する実質の影響はないと理解していただければと思います。

長谷川知司委員 イにある雨水貯留浸透施設とは、どういうもので市内のどこにあるか教えてください。

矢野税務課長 市内には現在ありません。特定河川浸水被害防止軽減のために特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づいて設置されるもので、地下に施工される貯留槽や浸透性の舗装、あるいは浸透ますが対象になります。現在、本市においては該当する施設はないと承知しております。

長谷川知司委員 都市計画法の中で開発行為というのがあります。その中で調整池の設置という義務づけがあるんですが、都市計画法は該当しないということですか。

矢野税務課長 地方税法上の適用については、先ほど申しましたとおり特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき設置されるものという規定がありますので、併せて都市計画になる可能性はあるかもしれませんが、現在そこまでの調整はできておりません。

河野朋子委員長 ほかに、いいですか。ありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案を承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。続きまして、承認

第5号について説明をお願いします。

矢野税務課長　続きまして、承認第5号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について概要を御説明します。こちら資料から説明させていただきます。今回の条例改正の主な内容としましては、(2)のア、都市計画税の土地に係るもので、固定資産税と同様なんですが、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度における価格の下落修正を行う措置など、これまでと同様の負担調整措置の仕組みが継続されたことによるものです。このほかについては、条項のずれ等所要の改正をするものとなります。以上で説明を終わります。審査のほどよろしくをお願いします。

河野朋子委員長　それでは質疑はありますか。いいですか、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、討論もよろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決します。本議案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。以上で5番目まで終わりましたので、委員会を一旦閉会します、お疲れ様です。9時50分から分科会を開会しますので、関係の方はよろしくをお願いします。

午前9時38分　休憩

午後2時7分　再開

河野朋子委員長　委員会を再開します。閉会中の継続調査事項について決定したいと思います。お手元の資料を御覧ください。総務文教常任委員会と

して取り扱う継続調査事項について挙げていますが、これに新たに付け加えるものとか変更することとかがあれば、ここでお聞きしたいと思います。いかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。いいですか、このように決定してよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上のように決定したいと思います。以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午前 2 時 8 分 散会

令和 3 年（2021 年） 5 月 2 5 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子